

大規模災害と自治体間の遠隔連携 —全国的広域支援協力体制の成立と連携・ 協力を中心に—

東京都立大学 法学部 教授 大杉 寛

東日本大震災時の被災地支援で注目を浴びた自治体間での遠隔連携による災害支援方式は、その後、国・自治体等が相互に連携・協力して構築された全国的広域支援協力体制に組み込まれて活用されるとともに、大規模災害時の被災地支援での実践のたびごとに調節・連携関係を深めることで相互に洗練し、進化を遂げてきたといえる。本稿では、都市自治体などを中心として個別に構築されてきた遠隔連携の方式と全国的広域支援協力体制との関係に着目し、それぞれの位置づけや役割分担上の棲み分けを模索しながら発展を遂げてきたプロセスを振り返り、今後の都市自治体の果たすべき役割を展望する。

1 はじめに

大規模災害時の対応については伊勢湾台風（1959年）を契機に災害対策基本法が制定され（1961年）、国、地方公共団体、その他の公共機関を通じた必要な体制を確立し、責任の所在を明確化するとともに、災害対策の基本が定められた。その後、阪神・淡路大震災（1995年）を契機に多岐にわたる改正がなされたなかで、地方公共団体相互の協力（法5条の2）や相互応援に関する協定の締結に関する規定（8条2項12）が設けられた（1995年）。以降、災害時対応や防災で自治体間協力が多様に展開されてきたが、いわゆる遠隔自治体間連携（以下、「遠隔連携」という。）が注目を浴びる契機となったのは、東日本大震災での被災地支援においてであった。さらに近年では大規模災害が相次ぐなかで、遠隔連携を含め体系だった災害支援体制の構築が目指されてきたのである。

ここで遠隔連携とは、隣接する自治体との間での連携（隣接型）や近隣自治体から構成される圏域を単位とした連携（圏域型）が主として想定される近隣連携とは異なり、隣接していない遠隔地にある自治体間連携（厳密には、隣接していない自治体を少なくとも1つ以上含む自治体間連携）を指している

（大杉 2017）。なお、本稿では、もっぱら国内自治体間の遠隔連携を対象とし、海外自治体との連携については差し当たり考察の対象外とする。

遠隔連携は、近年、多様化、多角化、政策化する傾向にある（大杉 2015b、2021a、2021b）。遠隔連携の多くは自治体間の歴史・文化のつながりや、地理・立地上の理由ないし産業・経済上の結びつきなどをきっかけに形成され、主として親睦・交流を目的としたものが入り口段階としては中心だが、関係性が深まるにつれ、教育目的などでの子どもの交流、さらには観光、食、環境など、扱われるテーマが多様化する傾向にある。

また、遠隔連携の総数はもちろん、連携1件あたりに参加する自治体数や一自治体が参加する遠隔連携の件数などから見てもそのボリュームは近年飛躍的に増大しており、それに応じて連携の形態も多角化し変化に富むようになってきたことが観察される（大杉 2015a、2017；伊藤 2017）。

加えて、通常の近隣連携がそうであるように、遠隔連携もまた総じて政策連携を志向する傾向にあることが指摘される。例えば、SDGs 未来都市に認定された自治体の多くがその計画で遠隔連携関係にある自治体をマルチステークホルダーと位置づけてい

ることもそうであるし、また、総務省自治体戦略2040構想研究会「第二次報告」（2018年7月）で「遠隔地の自治体間の連携」が項目立てられたこと、総務省「多様な広域連携促進事業」（2021年度及び2024年度）で「隣接していない地方公共団体間の取組」が加えられるなど、国による政策的な後押しもなされてきた。

以上のように遠隔連携はさまざまな場面で活用されてきた。なかでも防災・危機管理分野での活用は近年もっとも注目されてきた分野だといえる。他分野での遠隔連携と趣が異なるのは、以前から行われてきた協定方式などに基づいて関係自治体間で自主・自立的関係をベースとした取組みは引き続き維持されながらも、その性質上、近年多発する大規模災害を背景に整備されてきた全国規模の災害支援体制との関係が考慮されるようになってきたことが指摘される。特に本稿では、人的支援を中心とした国・地方の相互連携スキームが充実強化されるなど、全国的広域支援協力体制ともいべきものの制度化・体系化・実質化が進展してきたことに着目する。全国的広域支援協力体制も一種の遠隔連携であるが、その構築にあたってはそれまでのさまざまな遠隔連携による被災地支援の実践から得られた知見・教訓が活かされる一方で、全国的広域支援協力体制とさまざまな遠隔連携とが相互調節や連携関係を深化させることで、災害支援体制全体の充実強化につながられてきたことを確認したい。

2 全国的広域支援協力体制と遠隔連携

(1) 全国的広域支援協力体制の誕生

災害支援体制を考えると、元来、その主体は被災自治体である市区町村である。基礎的自治体である市区町村は、当該地域や住民の生命・身体・財産を災害から保護する役割を担う（災害対策基本法5条）。災害時に何らかの広域支援の仕組みを活用することになるのは、被災自治体だけでは地域や住民を守りきることが難しい状況にあると判断されたときなど、被災自治体の長が他自治体の長等に対して

災害応急対策の実施の応援を求めた場合である（67条）。

すでに述べたとおり、遠隔連携が本格化したのは、東日本大震災においてである。遠隔連携の主要な形態といてよい、災害時相互応援協定などの相互応援協定方式、カウンターパート方式、国・地方連合組織による調整方式などの原型が出揃い、それらがフル活用された。未曾有の災害状況に対してこれらを活用した災害支援は極めて重要な役割を果たしたが、その一方でさまざまな課題も指摘されてきた。例えば、激甚な災害ゆえに、被災自治体自らが被災状況を的確に把握できたわけではなく、また、それを伝達する術が失われた場合も少なくなかったこと、遠隔連携に基づく支援のみならず、自治体による自発的な支援などを含めて支援が錯綜したこと、全体的な情報の整理が必要不可欠であったことなどである（稲継 2015；大西 2017）。これら課題に対処し、また、その後も続く大規模災害への対応を通じて、遠隔連携は進化・洗練を遂げてきたといえる。

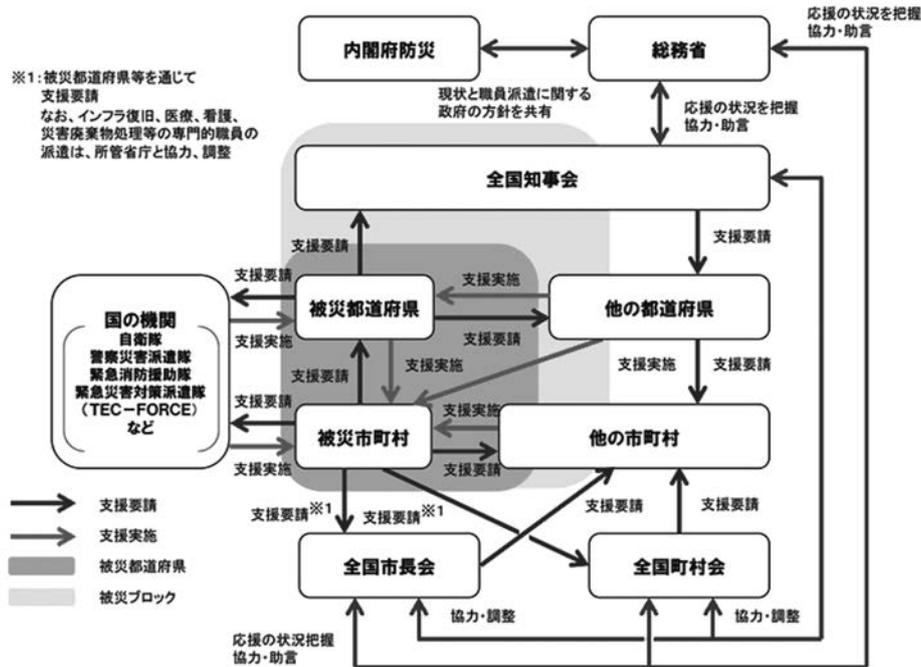
被災地支援の主な内容としては、義援金等の提供、物資の提供、そして職員の派遣（人的支援）などが挙げられるが¹、特に通常業務や災害応急業務などに不可欠な人的支援に着目すると、熊本地震などを経て現在のスキームが形成されたといえる²。図1は、大規模災害時における人的支援のスキームを示したものである。国の機関（自衛隊など）によるもののほか、自治体関係では、応急対策職員派遣制度（短期）などが中核的な位置を占めている。こうしたスキームの整備のあり方を、全国的広域支援協力体制の制度化・体系化・実質化と特徴づけて捉えたい。

ここで「制度化」とは、災害対策基本法改正による自治体応援対象業務の災害応急対策全般への拡大や防災基本計画修正による応援・受援体制の充実強化、総務省と全国知事会・全国市長会・全国町村会・指定都市市長会とによる応援派遣職員制度（応急対策職員派遣制度（短期）、復旧・復興支援技術職員派遣制度（中長期））の創設など、法令等に基づく

1 東日本大震災時の協定に基づく応援内容については、寅屋敷（2021）参照。また、支援自治体側から見た応援内容については、山口・土居・谷口（2013）参照。

2 総務省による被災自治体に対する人的支援の取組みについては、総務省ホームページ「被災地方公共団体に対する人的支援の取組」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/hisai_chiho_kokyodantai.html）を参照（最終閲覧日：2025年7月23日）。

図1 大規模災害時の主な市町村への応援職員派遣支援のイメージ



出典：内閣府（2017）図表 2-1-6

公式上の遠隔連携の仕組みづくりを指す。

「体系化」とは、応援・受援先の割り当てを、あらかじめブロック別に受援県・応援県で組み合わせるなど、発災後のアドホックなペアリングではなく、上述の法令等に基づいて平時から用意しておくことで、他の方式による遠隔連携との調整をできる限り事前に図ることを指す。応援・受援のマッチングを行う調整体制や被災自治体での受援体制（担当部署の設定など）の整備とも関わる点である³。

そして、「実質化」とは、地域防災計画のほか、BCP（業務継続計画）や応援・受援計画などの策定など、遠隔連携による災害支援の実効性を高める方策の充実強化を指す。

以上のような全国的広域支援協力体制の形成・整備とその充実強化が、災害時相互応援協方式、カウンターパート方式、国・地方連合組織による調整方式とどのように関わり、どのような影響を与えたのか、現在地点（図1）からレトロスペクティブに考えてみたい。

（2）相互応援協方式による応援

相互応援協方式は、災害時相互応援協定やその他姉妹都市など遠隔連携に基づく協定などを含めて、東日本大震災では遠隔連携による災害支援で大きな役割を果たしたとされる。ただし、その際の役割として先行研究は、協定に基づく応援のボリューム（人的支援量など）は全体からするとさほどではなかったが、国・都道府県などを經由することなく即応的・機動的な支援が可能であった点をメリットとして指摘する（稲継 2015；善教 2017）。日頃からの交流を通じてコミュニケーションが取りやすく、被災自治体の状況を把握しやすいこと（大西 2017）⁴、また、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が可能であることも、初動段階では重要なメリットだといえるだろう。

他方で、協定締結先がトップの属人的つながりなどアドホックな関係であることも少なくないこと⁵、すべての自治体が遠隔地の自治体と協定を結んでいたわけではないこと（稲継 2015）、そのため、全体と

3 これら応援調整と東日本大震災時の事例に関しては阪本・矢守（2012）参照。

4 森（2020）はアメリカでの災害時相互応援に関する研究で指摘されたアクター間の相互接触と親密性の有意さに着目すべきだとする。

5 ただし、首長間のつながりは首長のリーダーシップを引き出し、応急の対応で重要な役割を果たしうるのは後述の杉並区のスクラム支援の事例をはじめ、さまざまな場面で観察される。例えば、森編（2025）所収の各論考では、首長間のパーソナルな関係が強調されているものが少なくない。

して体系立った支援体制が計画的に考慮されていたわけではないことなどは、デメリットと考えられる。

これらデメリットとして先行研究で指摘されてきたことは、近年の全国的広域支援協力体制の確立・充実強化の過程でかなりの程度克服・解消されてきたとあってよいだろう。すなわち、国・地方を通じた応援派遣職員制度に基づいて体系的でボリュームのある応援体制が構築されたことで、アドホックであるがゆえの支援先のムラの解消や計画的な質量の確保がなされうるように進化してきたといえる。

では協定方式は不要となってしまったのかというと、必ずしもそうではないだろう。日常的な交流による即応的・機動的な支援や被災地とのコミュニケーション、きめ細やかな支援という、協定方式ならではのメリットを重視する考え方は引き続き有効であろう。東日本大震災後から近年までの協定方式の推移とその応援実態を、災害対策基本法に基づく遠隔自治体間での相互応援協定の締結状況とそれに基づく応援回数の推移で確認しておきたい。

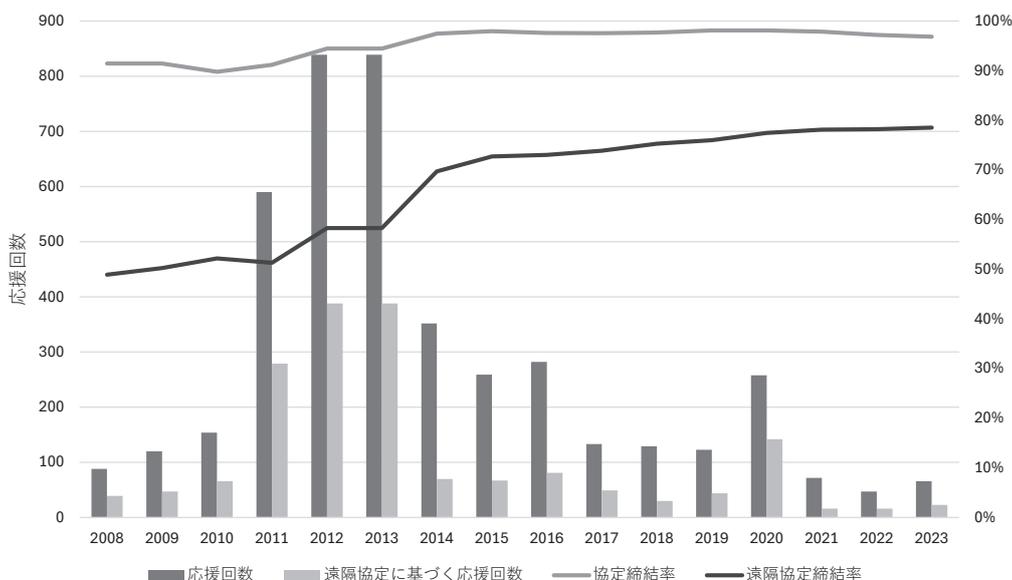
図2は市区町村間での相互応援協定の締結状況とそれに基づく応援回数の推移をグラフに示したものである。市区町村数に占める協定締結自治体の割合

は東日本大震災発災以前から9割程度で推移してきたが、翌年以降さらに高まり、2022年4月1日現在、94.4%とほとんどの市区町村が協定を締結していることがわかる。さらに、他都道府県の市区町村との協定（以下、「遠隔連携協定」という⁶）を締結する市区町村の割合は東日本大震災を契機に大幅な伸びを示しており、現在では78.5%と8割程度にまで達し、漸増傾向が続いている。自治体は協定締結にメリットがあると判断しているからと考えてよいだろう。

図2ではあわせて協定に基づく応援回数の推移を示している。応援回数は発災した災害の規模などに左右されるので、各年で増減が見られるが、やはり東日本大震災時には遠隔連携協定に基づくものを含めて応援回数は爆発的な伸びを示したことがわかる。その後も、例えば、令和2年7月豪雨など広域災害が発災した年には遠隔連携協定による応援回数は顕著な伸びを示したことがわかる。

ただし、大規模災害が生じた年には応援回数全体は増加しても、それに見合って遠隔連携協定による応援回数が増加してきたかといえば必ずしもそうとはいえないようである。遠隔連携協定に基づく応援

図2 市区町村間の相互応援協定の締結状況及び応援回数の推移



出典：総務省消防庁ホームページ「地方防災行政の現況」(https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/)の各年版より筆者作成（最終閲覧日：2025年7月23日）

6 なお、他都道府県の市区町村との協定の場合、都道府県境で隣接した自治体間である場合も含まれている可能性があるが、ここでは便宜的に一括して遠隔連携協定に含めることとした。

が有効な場合とそうでない場合とが見極められている可能性がある。その点でも、個々の遠隔連携を全国的広域支援協力体制とリンクづけする試みはこれからも欠かせないだろう。

(3) スクラム支援

災害時相互応援協定方式を用いた遠隔連携は、多くの場合、1対1の自治体間で締結される双務型連携が基本型となる。複数の協定を締結している自治体の場合でも、1対1の協定を複数締結しているケースが一般的である。

他方で、3つ以上の複数自治体とマルチラテラルな関係で協定を締結する多角型も少なくない。例えば、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究施設が置かれた自治体の交流組織である銀河連邦に加盟する自治体（秋田県能代市、岩手県大船渡市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町）で締結された「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」（2010年）が、東日本大震災時に被災地である大船渡市の支援スキームとなったことは著名である。そのほかに、旧軍港のある都市つながりで「災害時における旧軍港市相互応援に関する協定」（2012年）を締結した神奈川県横須賀市・広島県呉市・長崎県佐世保市・京都府舞鶴市の例では、平成30年7月豪雨で被災した呉市を旧軍港3市が支援を行った実績がある⁷。

上記2事例は構成自治体がフラットな関係にあるメンバーシップ型の遠隔連携だが、これに対して東日本大震災時に南相馬市の支援にあたったことで著名なスクラム支援は、同様に複数自治体から構成されるが、フェーズに応じて遠隔連携のタイプを遷移させた点で特徴的である（大杉 2021b）⁸。

もともとは杉並区が首都直下地震への備えとして、リスク分散すべく各地の自治体と次々に災害時相互援助協定を締結したのがはじまりで（この段階では杉並区による複数の双務型連携）、これを第1段階とすると、東日本大震災による津波、原発事故という広域的・複合的災害で待ったなしの状況に南

相馬市が陥ったとき、いち早く支援する必要があることから、田中良杉並区長（当時）がリーダーシップを発揮して、ハブ&スポーク型遠隔連携をスクラム支援と“定義”し、遠隔連携を実働させたのが第2段階である。この段階では南相馬市とは協定締結などの直接つながりはなかった自治体も、杉並区の要請を受けて支援に参加した（例えば、杉並区所有施設がある群馬県東吾妻町は、杉並区とともに南相馬市にバスを派遣し、南相馬市民を施設に移送した。新潟県小千谷市、北海道名寄市は、杉並区の要請を受けて、物資の提供や避難民の受け入れなどを行った）。

第3段階は、連携自治体の首長が参加する自治体スクラム支援会議の設置である。自治体スクラム支援会議では、南相馬市の復興支援とともに、自治体スクラム支援のしくみに関わる法制の見直しに注力し、例えば、災害対策基本法や災害救助法の改正に向けた要望を取りまとめた。また、共通条例として、災害時における相互支援に関する条例を5連携自治体（当時）が同時期に制定したことで、より緊密な連携を構築し、来るべき災害に備えてスクラム支援体制独自の「制度化」を図った（杉並区条例は2013年4月施行）。

メンバーシップ型連携はさらに進化し、9自治体間での「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」策定（2021年12月）、「自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定」締結（2022年5月）と、スクラム支援による災害支援の実効性を担保する仕組みづくりが進められてきたのは特筆すべき点だろう。

個別の遠隔連携協定にはじまり、杉並区を中核としたハブ&スポーク型（中核となる自治体との複数の双務型連携からなるタイプ）からメッシュ型（関係する自治体間すべてで双務型連携にあるタイプ）、さらにメンバーシップ型（連携関係そのものを集合体として各自自治体が加入するタイプ）へと、スクラム支援のスキームは進化を遂げてきたが、それは自治体間による自主・自立的な遠隔連携スキームの制

7 株式会社長崎経済研究所ホームページ「ながさき経済web：自治体の遠隔型連携～旧軍港四市（横須賀、呉、佐世保、舞鶴）の取組みを中心に～」(https://nagasaki-keizai.jp/report/report-report/8675)を参照（最終閲覧日：2025年7月23日）。なお、旧軍港市間の遠隔連携形成の経緯・背景に関しては、檜楨（2017年）参照。

8 スクラム支援の事例については、大杉（2013）、千葉（2017）参照。

度化・体系化・実質化の取組みと位置づけられる。こうしたスキームの遷移は前項で述べた協定方式のデメリットを克服しつつ、あわせて交流自治体間ならではのきめ細やかで機敏な対応というメリットを一層効果的に発揮するための試みと評価される。全国的広域支援協力体制と連動した取組みが今後は期待される。

(4) カウンターパート方式

カウンターパート方式が定着したきっかけは、関西広域連合が東日本大震災時に、台湾大地震（1999年）や四川大地震（2008年）での対口支援をヒントに実践に取り入れたことで、その効果が広く認知されたことに求められる。特にカウンターパート方式は、応援側の窓口が一本化されていることによる受援側負担の軽減、複数自治体による応援による継続性の担保、応援側の人的・財政的な負担の軽減などのメリットが挙げられる（阪本・矢守 2012）。こうしたことから、東日本大震災以降も、被災地支援スキームとして広く採用されてきた（大西 2017）。

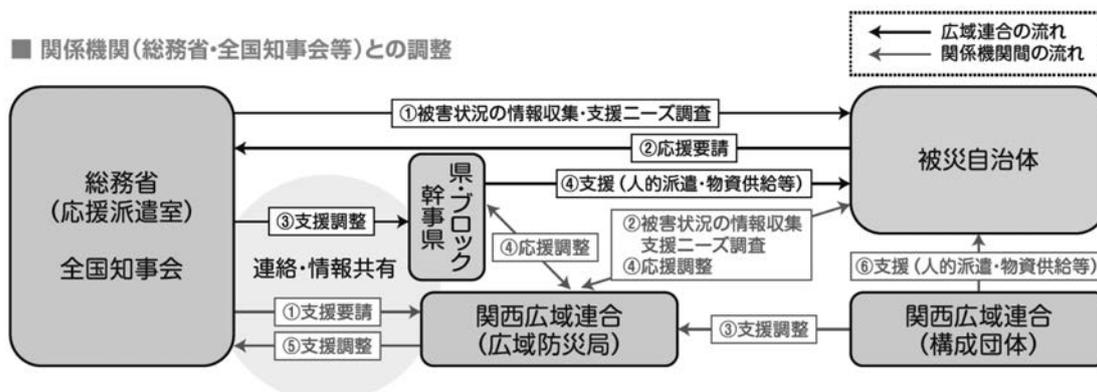
現行の全国的広域支援協力体制もまたカウンターパート（対口支援）方式をベースに構築されている。例えば、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」では、「対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる

ことにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう」（2条（9））と定め、応援職員派遣の基本として対口支援方式を位置づけている（3条（5）（イ））。

また、関西広域連合のカウンターパート方式は、広域支援の仕組みの制度化・体系化に先鞭をつけた取組みである。とりわけ地方ブロック単位で情報集約を図る仕掛け（特別地方公共団体である広域連合制度の適用）を組み込んだ点で重要な意義を持つ⁹。東日本大震災時に、全国市長会・全国町村会と総務省とが提供した被災自治体と職員派遣の調整を担うスキームと対比するとその意義は明瞭である。稲継（2017）は、市長会・町村会・総務省のスキームでは、全国1,700自治体とのマッチングという大きな壁にぶち当たってしまったこと、協定方式などの個別支援が進んだなかで基本的にはそれらの網から漏れているところを手当するものにならざるをえなかったことを指摘する。

また、図3に示すように全国的広域支援協力体制と緊密な連携・調整を図る仕組みを構築してきた点は注目すべきである。実際、近年の大規模災害の際の広域支援で関西広域連合が重要な役割を果たし続けており¹⁰、そのプレゼンスの大きさは広く認知されている。

図3 関西広域連合による広域支援体制に関する関係機関との調整



出典：関西広域連合広域防災局（2025）

9 例えば、応急対策職員派遣制度では第1段階支援として被災地域ブロック内を中心とした応援職員派遣を行い、それだけでは完結して災害対応業務を実施できない場合に第2段階支援として全国の自治体が応援職員派遣を行うとする。応急対策職員派遣制度に関する要綱3条（5）参照。

10 関西広域連合による東日本大震災以降の災害対応状況については、同ホームページ「災害対応状況」（<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/bosai/bosaiportal/saigaiope/1555.html>）を参照（最終閲覧日：2025年7月23日）。

3 遠隔連携と都市自治体のこれから

災害支援における自治体間の遠隔連携は、東日本大震災時の被災地支援で注目を浴び、その際活用された諸方式が合流することでそれ自体が遠隔連携の一形態ともいえる全国的広域支援協力体制が構築された。その後、大規模災害時の被災地支援での実践のたびごとに相互調節・連携関係を深めることで洗練させてきたが、同時に既存の遠隔連携もまたそうした調節・連携のプロセスを経て全国的広域支援協力体制での位置づけや役割分担上の棲み分けを明確化したり、また、それら個々の取組み自体が独自の制度化・体系化・実質化に向けた工夫を重ねて発展を遂げてきたりしたといえる。

大規模災害時の災害支援は、被災者自身の自助、コミュニティ等による互助・共助、そして公助にあっては被災自治体の役割が起点となりつつも、自衛隊をはじめ国による直接支援、国のスキームに基づく警察・消防等による支援、あるいはボランティアによる自発的な支援など、多様な主体間での「協力的ガバナンス」(大西 2017) が鍵となる。なかでも自治体間の遠隔連携支援はその主翼を担う仕組みの1つだといつてよいだろう。

全国的広域支援協力体制を中核とした自治体間の遠隔連携支援、ひいては「協力的ガバナンス」全体が、災害時に住民や地域をよりよく守り切るようにワークするためには、都市自治体の果たす役割が重要であることを最後に指摘しておきたい。

すでに繰り返し述べてきたように、全国的広域支援協力体制が適切に情報を集約・蓄積・可視化することで、支援の漏れや重複など非効率を可能な限り回避して、適切に応援自治体と被災自治体とをマッチングすることが肝要である。そのためには発災前における「実質化」に関わる取組みへの注力の度合いが問われる。災害時相互応援協定の締結など相応しい遠隔連携を構築できているかは当然の前提として、そうした遠隔連携を実効化するうえで重要な応援・受援体制が確保出来ているかは要チェックである。2012年改正以来「防災基本計画」に記載されてきた諸事項でいえば、防災業務計画や地域防災計

画等への応援・受援計画の位置づけ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の準備、応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備(受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保、応援職員等の宿泊場所の確保等)、そして応援自治体側による応援職員の円滑な活動のための資機材や装備品等の整備、などの備えである。都市自治体では業務継続計画は概ね整備されているが、受援計画が未策定のところも散見される。また、都市自治体が計画を策定していても、協定締結先の町村が未策定であるケースは少なくない¹¹。

また、協定を締結していても実質的な備えがされていない場合もある。表1は、全国の多数の自治体と災害時相互支援協定を締結しており、また独自の全国連携で東日本大震災や熊本地震の被災地に手厚い支援を展開してきた特別区(東京都)について、協定等に基づく平時の取組みについて尋ねたアンケートの結果である(2023年8月実施)。日頃から定期的に連携先自治体と協議や訓練等を行っている特別区も一部に見られるが少なく、特段の取組みをしていないとする回答も3割近くある。すでに述べた杉並区を中心とした自治体スクラム支援会議が独自に共通の応援・受援計画を策定したように、日頃からの普段着の交流を重ねてきた強みを活かした例は残念ながら限定的である。

首都直下地震や南海トラフなどの巨大災害を見据えたとき、まだまだ準備できることは多くあり、都市自治体ならではの先導的な役割が期待される。

加えて、運用次第では地方分権の趣旨を揺るがせかねない法改正(2024年地方自治法改正による「補充的」指示権、応援要求・指示の規定)が行われたことを勘案すると、自治体が自主・自立的に構築してきた協定等の様々な支援方式はもちろんのこと、実践の積み重ねで国・地方がまさに「協力的ガバナンス」で模索し構築してきた全国的広域支援協力体

11 受援計画が未策定な市町村は374(21.5%)あり(2024年4月1日現在)、そのうち町村の占める割合が高いと考えられる(内閣府(防災担当)・総務省消防庁 2025: 2)。

表 1 災害時相互援助協定等に関するアンケート調査結果（対象：特別区）

項目	回答数 (N=14)
1 支援・受援についてBCP（業務継続計画）に具体的に規定している	1 (7.1%)
2 協議等を定期的に実施している	6 (42.9%)
3 訓練等を定期的に実施している	4 (28.6%)
4 防災等をテーマにして相互の住民を交えた連携・交流を行っている	0 (0%)
5 BCP策定や訓練実施等のノウハウについて相互に協力している	1 (7.1%)
6 1～5以外に災害援助に関するその他の連携関係がある（具体的に）	4 (28.6%)
7 協定締結以外には災害援助に関して特段の取組みはしていない	4 (28.6%)

出典：特別区全国連携プロジェクト 2023年度第1回全国連携講演会（8月28日）に際して、特別区長会・（公財）特別区協議会の協力を得て特別区に対して行ったアンケート調査による（回答率60.2%）

制が、自治・分権の理念に相応しい運用がなされ、求められる力を遺憾なく発揮できるようにするためにも、日頃からの都市自治体の備えは欠かせないと考えるべきである。

参考文献

伊藤正次（2017）「遠隔型連携の特質と類型」日本都市センター編『自治体の遠隔型連携の課題と展望：新たな広域連携の可能性』日本都市センター
 稲継裕昭（2015）「広域災害時における遠隔自治体からの人的支援」小原隆治・稲継裕昭編『大震災に学ぶ社会科学2 震災後の自治体ガバナンス』東洋経済新報社
 大杉覚（2013）「行政学からみた自治体イノベーション」『地方自治職員研修 自治体2.0：自治体イノベーション・ガイドブック』臨増103号、pp.11-21.
 大杉覚（2015a）「遠隔自治体間連携の新展開」地域活性化センター編『「遠隔自治体間連携」の現状と課題』地域活性化センター
 大杉覚（2015b）「遠隔自治体間連携による自治体経営」地域活性化センター編『「遠隔自治体間連携」の現状と課題』地域活性化センター
 大杉覚（2017）「自治体間連携が切り拓く自治のフロンティア」特別区協議会編『自治体間連携の可能性を探る』学陽書房
 大杉覚（2021a）「多様化・多角化する遠隔連携への

視点」『ガバナンス』7月号、pp.98-99.
 大杉覚（2021b）「遠隔連携の多角化戦略①～②」『ガバナンス』9月号、pp.98-99、10月号、pp.100-101.
 大杉覚（2024）「遠隔連携による災害援助～特別区全国連携の事例から①～⑤」『ガバナンス』1月号、pp.82-83、2月号、pp.82-83、3月号、pp.82-83、4月号、pp.82-83、5月号、pp.82-83.
 大西裕（2017）「東日本大震災と協力的ガバナンス」大西裕編『災害に立ち向かう自治体間連携：東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態』ミネルヴァ書房
 関西広域連合広域防災局（2025）「関西の広域防災・減災の取組」
 阪本真由美、矢守克也（2012）「広域災害における自治体間の応援調整に関する研究」『地域安全学会論文集』18巻、pp.391-400.
 善教将大（2017）「災害時相互応援協定は機能したか」大西裕編『災害に立ち向かう自治体間連携：東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態』ミネルヴァ書房
 曾我謙悟（2017）「協力的ガバナンスの諸形態とその選択」大西裕編『災害に立ち向かう自治体間連携：東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態』ミネルヴァ書房
 千葉尚樹（2017）「東京都杉並区の遠隔型連携に関する取組み」日本都市センター編『自治体の遠隔型連携の課題と展望：新たな広域連携の可能性』日本都市センター
 寅屋敷哲也（2021）「東日本大震災の被災地の官民災害時応援協定の変化」『地域安全学会東日本大震災特別論文集』10巻、pp.33-38.
 内閣府（2017）「防災白書 平成29年版」
 内閣府（防災担当）・総務省消防庁（2025）「地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果」
 西田奈保子（2017）「防災・危機管理分野における遠隔型連携」日本都市センター編『自治体の遠隔型連携の課題と展望：新たな広域連携の可能性』日本都市センター
 檜楨貢（2017）「旧軍港4市の遠隔型連携」日本都市センター編『自治体の遠隔型連携の課題と展望：

新たな広域連携の可能性』日本都市センター
森民夫編（2025）『首長たちの戦いに学ぶ災害緊急
対応 100 日の知恵』ぎょうせい
森裕亮（2020）「交流パワー：市区町村の水平型
災害応援連携が生きるには」『地方自治ふくお
か』70 巻、pp.62-69.
山口裕敏・土居千紘・谷口守（2013）「災害時自治
体間援助の全国的実態とその特徴」『地域安全学
会論文集』21 巻、pp.179-188.

〈ホームページ〉

株式会社長崎経済研究所ホームページ「ながさき
経済 web：自治体の遠隔型連携～旧軍港四市
（横須賀、呉、佐世保、舞鶴）の取組みを中心
に～」 <https://nagasaki-keizai.jp/report/report-report/8675>（最終閲覧日：2025 年 7 月 23 日）
関西広域連合ホームページ「災害対応状況」
[https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/
jisijimu/bosai/bosaiportal/saigaiope/1555.html](https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/bosai/bosaiportal/saigaiope/1555.html)
（最終閲覧日：2025 年 7 月 23 日）。
総務省ホームページ「被災地方公共団体に対する人
的支援の取組」 [https://www.soumu.go.jp/main_
sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/hisai_chiho_
kokyodantai.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/hisai_chiho_kokyodantai.html)（最終閲覧日：2025 年 7 月 23 日）
総務省消防庁ホームページ「地方防災行政の現況」
<https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/>（最
最終閲覧日：2025 年 7 月 23 日）